

省エネルギー・消費者特集



区のお知らせ

足立区

編纂/企画部広報課
足立区千住一丁目4-18
☎(882) 11111
第二庁舎 ☎(889)6161

1 面
省エネルギー特集
2 面
消費者特集



私たちが毎日の生活で使用する電気・ガス・灯油・ガソリンなどは、石油をはじめとするエネルギー資源からつくられます。しかも、わが国にはそれらの資源が乏しく、必要とする量の大部分を海外から輸入しています。

二月は省エネルギー1月間です。あらゆる面でエネルギーの無駄を省き、いまだ度暮らしの中の省エネルギーについて考えてみたいものです。

もう一度見直しましょう 家庭の省エネルギー

灯油ストーブ利用の チエツクポイント

芯についたススはこまめに取り除き、反射板はいつもピカピカに。暖かい空気を逃さないよう、カーテンを引いたり、窓の目張りなども効果があります。暖房温度を一度下げると、一世帯当り年間二十リットルの節約になります。

電気器具利用の チエツクポイント

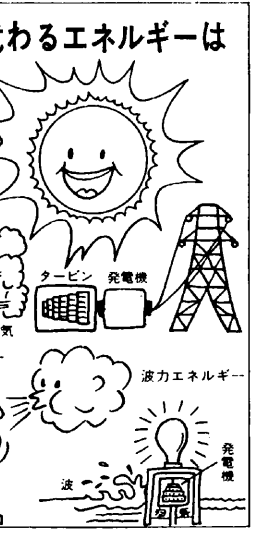
冷蔵庫：庫内は詰め過ぎずにキッチンと整理して、ドアの開け閉めは少なくしましょう。
照明：器具のホコリをとり、不要な照明はこまめに消しましょう。また、同じ明るさでも蛍光灯は白熱灯の約4分の1の消費電力です。
テレビ：瞬間受像式のテレビは常に五〜十ワットの電力を使います。見てないときは電源プラグを抜きましょう。
エアコン：室温は夏は二十八度、冬は十八度で十分です。

マイカー利用の チエツクポイント

マイカー利用には、プラグ、タイヤ空気圧の事前点検を忘れずに。マイカー利用を一〇％控えると年間一世帯当り、百二十八リットルの節約となります。近くの用事には徒歩や自転車をご利用ください。

水道利用の チエツクポイント

洗濯：流しっぱなしのすすぎ洗いはやめ、すすぎの前には、一旦脱水して洗剤をおとしてから、ためすすぎをしましょう。
洗面・歯みがき：必要量をあらかじめ



お気軽に「のぞき」 省エネ展示相談

区および省エネ関連企業体では、省エネルギーについて、区民の皆さん一人ひとりに正しい理解と関心を持っていただくこと、次のように省エネ展示相談を行います。ご家族皆さんでどうぞおいでください。

日時 二月五日〜八日までの四日間
午前10時〜午後5時
場所 西新井区民ホール(ニチイ西新井店四階)
内容 △パネル・模型展示 △省エネ相談
主催 足立区、NHK、東京電力、電電公社、東京ガス、都水道局、都清掃局

明日をつくる 生活展

二月の省エネルギー1月間にちなみ、省資源省エネルギーについての「明日をつくる生活展」を開催します。で、ご覧ください。

日時 二月十二日〜十七日(六日間)
午前10時〜午後六時
場所 東急百貨店日本橋店(七階)ランドホール
展示内容 エネルギー資源の現状、暮らしの中の省エネルギーなどの模型・パネル、小学生ポスター入選作品展示
問合せ先 東京都生活文化局企画部 資源エネルギー対策室 ☎二二二一五一一

電話利用の チエツクポイント

用件は前もって整理しておき、かけるときは電話番号を確認してから。間違いない電話番号を確認してから。間違いない電話番号を確認してから。間違いない電話番号を確認してから。

自由に使えないエネルギーはどれだけ

百円硬貨一枚で使用できる機器別消費量です。

- 電気の消費量くらべ
▽蛍光灯(20W)：百四十七時間四十五分
- ▽カラーテレビ(18型)：四十三時間十五分
- ▽冷蔵庫(二百リットル)：二十九時間三十三分
- ガスの消費量くらべ
▽ガスストーブ：四時間四十四分
- ▽炊飯器(二リットル)：四時間十一分
- ▽小型湯沸器：五十一分
- 水道の消費量くらべ
(四人家族を基準)
▽洗面：二十四日
▽風呂：十三日
▽洗たく：八日

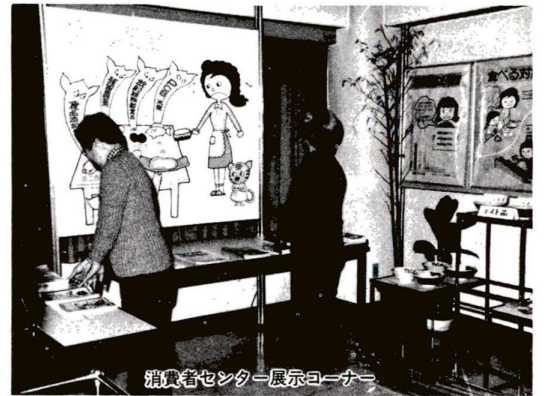
エネルギーとは

エネルギーとは、力、仕事をする力、熱、光、音、電気のエネルギーのことです。エネルギーは、私たちの生活に欠かせないものです。エネルギーを上手に使うことが、省エネルギーの鍵です。

皆さんの日常生活のお手伝いをします

消費者センター

消費者センター
住所 千住仲町一―五
電話 八七〇一―三〇一



消費者センター展示コーナー

ご用心ください

訪問販売のトラブル
◆知っておきたいクーリング・オフ制度
消費者センターには、例年五百件近い相談が寄せられています。なかでも、訪問販売や駅頭などのキャッチ

消費生活に関する講座・テスト・展示など

第四回消費者講座
子ども商品を見直す

子ども向けの商品は多種多様に出回り、子どもたちの気を引き、買う気させています。消費者としての子どもをとりまく商品の問題について、一緒に考えてみましょう。
日時・内容 ▽三月二日：こんな商品にこんな危険が―学用品・玩具
▽三月四日：子ども向けのコマ―シャル・広告―なぜこの品がほしいの―
時間はいつでも、午前十時
場所 消費者センター
定員 五十名(先着順)

活用しましょう

商品テスト情報
消費者センターでは、商品の苦情テストや試買テストなどを行っています。また、他の商品テスト機関によるテスト情報も収集しています。次の商品については、最近のテスト情報がありますので、買物の目安としてご利用ください。
食品関係 コーヒー・ポタージュ、素材かんづめ、プリン
電気器具関係 二槽式電気洗濯機、

資料室・展示コーナー

消費生活に関連した各種の資料、図書をわかりやすく分類して閲覧・貸し出しを行っています。現在資料室には書籍約三百冊、行政資料約五百冊、消費者新聞六紙、新聞の切りぬき、雑誌類三十種等をそろえ、その他無料配布資料も多数あります。展示コーナーは現在「食の安全―食車を見直してみませんか―」をテーマに、わかりやすい絵パネルと実物を展示しています。また、展示パネルの貸し出しも行っていますので、ご利用ください。

ご存知ですか 安売りデー

区では、生鮮食品の安売りを区内小売業者の協力により実施していますので、ご利用ください。実施しているお店は、次の目印のあるお店です。なお、日取りが変更になる場合は区のお知らせに掲載します。

- ◆豚肉：赤いノボリのあるお店で、毎月第二、第四土曜日
- ◆魚：青いノボリのあるお店で、毎月第三、金曜日
- ◆青果物：緑のノレンのあるお店で、毎月第三水曜日

問合せ先 消費生活係

映画で学ぶ

消費生活の知識

消費生活に関する十六ミリフィルムを無料で貸し出しています。ご希望の方は、使用日の三日前までに申し込みください。
貸し出し期間 三日間(一回につき二本まで)
資格 区内在住、在勤で十六ミリ映画機操作資格修了証のある方が貸し出しフィルム 食品関係、洗剤関係、その他

消費生活の学習会などに講師を派遣

P.T.A.、父母会、地域の消費者グループなどで、消費生活に関する勉強会を行う際には、無料で講師を派遣します。

消費生活相談

商品に不安や疑問を感じたときお気軽にご相談ください。専門の相談員がお手伝いします。
消費者テレフォン ☎八七〇一―一三〇一

ご利用ください

生活用品交換情報コーナー

生活用品を不用な方から必要生活用品に交換し合ったり、接話し合ったり決めてください。交換成立または、登録が必要でなくなられたらご連絡を要していただく場合があります。

登録できる品目 電気製品、家具、衣類(着用したもの、下着類を除く)、レジャー・スポーツ用品、子ども・ベビー用品、雑貨、書籍など

登録期間 九日
交換方法 価格、運搬方法等交換条件については、双方で直

問合せ先 消費者センター ☎八七〇一―三九二

東京都消費生活モニター募集

応募資格 都内にお住まいの二十歳以上の方(ただし、地方公務員は除く)

募集人員 千名

お願する仕事 アンケート調査(八回)、意見、要望の提出、各種会合への出席

お願する期間 昭和五十七年四月―昭和五十八年三月

謝礼 アンケート一件につき千円(予定)

応募方法 ハガキに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号と、「消費生活に思うこと」を簡単に書いて応募ください

応募期限 三月十日(消印有効)

お願する期間 昭和五十七年四月―昭和五十八年三月

謝礼 アンケート一件につき千円(予定)

東京都消費生活講座

◆スーパーマーケットを考える 十分―四時
日時・テーマ ▽二月十六日：スーパーの経営実態と望ましい消費者の対応 ▽二月十八日：最近のスーパ―をめぐる法律上の問題点 ▽二月二十日：スーパ―は消費者のニーズにどう応えているか

時間はいずれも、午後一時三十分―五時

場所 東京都消費者センター江東支所

対象 都内在住の方

定員 六十名(先着順)

受講料 無料

申込・問合せ先 東京都消費者センター江東支所 ☎六三三五―一九一五

米穀通帳がいらなくなりました

食糧管理法の一部が一月十五日から改正になりましたので、通帳がいらなくなりました。ご注意ください。

問合せ先 消費生活係